

高槻市オープンデータの推進に関する運用基準

令和5年8月

高 槻 市

第1章 総則

1 目的

本基準は、本市が保有する情報をオープンデータとして市民（法人その他の団体を含む。以下同じ。）に公開することで、公共データの自由な二次利用を促進することにより、市政の透明性及び信頼性の向上、市民生活の利便性の向上、市民協働の推進、地域経済の活性化を図り、もって地域課題の解決、行政の高度化及び効率化に資することを目的とする。

2 適用範囲

本基準は、高槻市事務分掌条例（平成23年12月16日高槻市条例第22号）第1条に規定する室及び部、消防本部、水道部、交通部、会計課、教育委員会事務局及び教育機関、選挙管理委員会事務局、公平委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局並びに議会事務局に適用する。

第2章 オープンデータ推進の基本的な考え方

1 オープンデータ推進の意義

公共データは市民共有の財産であり、オープンデータの推進により、次のことを目指す。

（1）市政の透明性及び信頼性の向上

オープンデータ及びオープンデータを活用したサービス等を通じて、市民が本市の施策の妥当性等について理解し、又は評価することが可能になることにより、市政の透明性及び信頼性の向上が図られる。

（2）市民生活の利便性の向上

オープンデータの活用が進展し、民間データと組み合わせることで、民間からも生活利便を高めるサービスや災害時に有用なサービスなど、多様な新サービスが創出されることにより、市民が享受できるサービスの質の向上や選択の幅が広がり、市民生活の利便性の向上が図られる。

（3）市民協働の促進

オープンデータを活用した新サービスが市民主体で創出され、市民に活用されることにより、市民の市政への参画意識が高まり、市民協働が促進される。

（4）地域経済の活性化

オープンデータを産業活動に関する様々な分野で活用することにより、新産業の創出や企業活動の効率化等が促されるとともに、地域経済の活性化が図られる。

（5）行政の高度化・効率化

政策の計画立案や決定過程等において、公共データを横断的に分析することにより、業務の高度化が図られる。また、公文書公開請求により公開していた情報等をオープンデータとして提供することにより、当該請求に係る双方の事務コストの削減を図り、市

民の利便性の向上及び業務の効率化が図られる。

2 基本原則

- (1) 本市が保有する情報は、法令、条例等による制約があるものを除き、費用対効果等について十分考慮し、オープンデータとして公開可能なものから順次公開する。
- (2) できる限り機械判読可能な形式で公開する。
- (3) 営利目的又は非営利目的であるかを問わず活用を促進する。

第3章 取組の方向性

1 公開対象

- (1) 本市ホームページで公開しているデータ（オープンデータ、画像、写真、音声データを除く。）については、原則としてオープンデータとして公開するものとする。ただし、高槻市情報公開条例（平成15年7月16日条例第18号）第6条に掲げる非公開情報や、個人情報に関連するデータ及び具体的かつ合理的な理由により二次利用が認められないものについては、オープンデータ化の対象から除く。
- (2) 本市ホームページで公開していないデータについては、市民ニーズを考慮した上で、可能な情報からオープンデータとして公開するものとする。

2 公開内容

- (1) オープンデータは迅速に公開するとともに、公開したデータ内容に変更等があった場合は、適時最新のデータを公開するものとする。
- (2) 公開にあたっては、利用者の視点に立ちながら明瞭性、利便性等に十分配慮する。
- (3) オープンデータは、人が見ること又は読むことに適したデータ構造及び形式ではなく、より機械判読に適したデータ構造及び形式で公開するものとする。

3 公開方法及び公開基盤の選択

オープンデータは、利用者側の利便性や国・他自治体等のデータとの複合的な利用の親和性を鑑み、次の要件を満たすデータセットカタログサイトを通して公開するものとする。

- (1) データの掲載者が自由に利用できること。
- (2) 無償で使用できること。
- (3) XML形式やRDF形式等の二次利用しやすい形式に対する支援機能を有すること。
- (4) オープンデータを一覧表示する機能を有すること。
- (5) 分野別やキーワード等による検索機能を有すること。
- (6) 効果測定の指標となる利用量の可視化がされていること。
- (7) 他の自治体も参加していること。

(8) 本市ホームページから容易にアクセスできること。

第4章 オープンデータのルール

1 著作権意思表示

(1) 意思表示の方法

「地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン」に準拠し、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスを使用する。

(2) 表示ライセンス

表示するライセンスは、原則として「CC-BY」（原作者のクレジットを表示すれば、営利目的又は非営利目的であるかを問わず自由に二次利用可能）とする。

(3) 著作物とならない情報の取扱い

著作物とならない情報（単なる事実や数値データ）については、著作権の保護対象外であり、二次利用の制限はないことを明示する。

(4) 利用者責任の原則

掲載しているデータは、自由な利用・改変を保障するが、データの完全性は保証しないこととし、利用者責任において利用することとする。また、データの利用によって生じた、いかなる損害に対しても、本市は一切の責任を負わないこととする。

2 データ構造

コンピュータで読み取り、処理して再利用することを考慮したデータ構造とする。また、データの二次利用を円滑にするため、氏名や住所等の普遍的用語の記述については、国が整備を進めている情報連携用語彙データベース等や先進自治体の構造に準拠することとする。

3 データ形式

特定のアプリケーションに依存しない、二次利用に適したデータ形式で公開する。当該データ形式で公開できない場合は、当分の間、次の事項に留意した公開に努める。

(1) 表計算ソフトで作成したデータは、CSV形式で提供すること。

(2) 文書形式や表形式などオフィスソフトで作成するデータは、PDF形式のみでの公開は行わないこと。

4 第三者の著作物が含まれる情報の取扱い

オープンデータの対象となるデータの全部又は一部に第三者の著作物が含まれている場合は、オープンデータとして公開することの可否並びに範囲及び利用条件等の取扱いについて、当該第三者と協議の上で決定する。

第5章 活用促進のための取組

1 補足情報の提供

オープンデータの公開にあたっては、当該データの情報の時点や更新日等の補足情報を可能な限り提供する。

2 利用ニーズに応じたデータ公開

(1) 意見等を受け付ける仕組みの整備

オープンデータに関する利用ニーズ等を把握し、利用が見込まれる重点分野から優先的にデータを公開するため、データセットカタログサイトに書き込まれる利用者の意見、要望等を受け付ける仕組みを整備する。

(2) 要望等への対応

利用者等から、オープンデータの使い勝手やオープンデータとしての公開を求める要望等が寄せられた場合は、対象データの所管課等において対応の可否を検討する。

(3) 官民協働での取組の推進

行政のデータだけでなく、民間が所有する公的データの公開を促進する取組を進める。

3 活用事例の紹介

利用者等が本市のオープンデータを活用した新サービス等を創出した場合は、当該サービス等が本市のオープンデータ推進の意義に沿うものかどうかを判断した上で、ホームページ等において紹介する。

4 利活用に関する研究

オープンデータの利活用推進に役立つ活用事例を積極的に収集し、取組可能なものは展開する。また、「高槻市行財政改革大綱実施計画」に基づき、DX戦略室が中心となり、民間や大学等と連携し、オープンデータの利活用及び利用拡大の在り方についての研究を行う。

5 啓発活動

(1) 市と教育・研究機関や民間団体とが連携して、オープンデータの概念や重要性、活用法を伝える講座やセミナー、ワークショップなどを活用したオープンデータに親しめる取組を推進する。

(2) オープンデータを活用して地域課題に取り組む人材を育成するため、データの入手、加工や編集を体験できる教育プログラム作りと指導者の育成に取り組む。

6 オープンデータの推進に適した委託・請負契約

委託・請負契約の締結にあたっては、契約の成果物をオープンデータとして取り扱えるかを検討し、二次利用しやすいデータ形式での納品も考慮するとともに、著作権等の取扱いに

ついて、受託業者との間で問題が発生することのないよう、必要な事項を契約条項等に記載する。

7 本基準の改定

本基準の内容は、今後の国における検討及び社会情勢の変化やITの目覚ましい発展速度に適用するため、随時改定していくものとする。

附 則

本基準は、平成29年1月13日から施行する。

附 則

本基準は、令和元年8月13日から施行する。

附 則

本基準は、令和5年8月1日から施行する。

用語集

CC-BY	<p>クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの一つ。出典（氏名、データのタイトル、データのURL）を表示すれば、利用者が営利目的を含めて自由にデータを改変、複製、再配布することができるというもの。</p>
CSV <i>Comma-separated values</i>	<p>カンマでデータ内の項目を区切る汎用性が高いテキスト形式のファイルのこと。</p>
I o T <i>Internet of Things</i>	<p>従来は主にパソコンやサーバー、プリンタ等のIT関連機器が接続されていたインターネットにそれ以外の様々な“モノ”を接続する技術のこと。</p>
PDF <i>Portable Document Format</i>	<p>文字情報だけでなく、フォントや埋め込まれた画像、それらのレイアウト等の情報を保存できる。特定のOSや機種に依存せずに表示できる形式のファイルのこと。</p>
RDF <i>Resource Description Framework</i>	<p>データの作成者やタイトル、更新日などのデータ自体に関する情報を記述する言語。効率的にデータの管理や検索などが行えるファイルのこと。</p>
SNS <i>Social Networking Service</i>	<p>人と人とのつながりを促進、サポートする、コミュニティ型のインターネット上に存在するサイト。趣味、出身、その他の共通のつながりにより、新たな人間関係を構築する場を提供するサービスのこと。</p>
XML <i>Extensible Markup Language</i>	<p>多様な情報を、情報の意味と内容に分けてテキストで記述し、汎用性が高く構造化された文書やデータの共有が容易に行える言語のこと。</p>
オープンデータ <i>Open Data</i>	<p>機械可読形式で、かつ、誰もが二次利用可能である旨の著作権意思表示を行い、公開するデータのこと。</p>
機械判読 <i>Machine Readable</i>	<p>コンピュータプログラムがデータの論理的な構造を判読でき、構造中の値（表の中に入っている数値、テキスト等）を自動的に編集・加工・改変等できること。</p>
クリエイティブ・コモンズ <i>Creative Commons</i>	<p>著作物の再利用についての条件等に関する意思表示を手軽に行えるようにするため国際的に利用されているパブリック・ライセンスの一つのこと。ライセンスは6種類あり、「商業利用を許可するか（許可/不許可）」、「改変を許可するか（許可/不許可/許可するが同一ルール利用）」の2つの利用条件の組み合わせで構成される。</p>

公共データ <i>Public data</i>	企業やNPOなど民間が有している公共性の高いデータのこと。
情報連携用語彙データベース	経済産業省と独立行政法人情報処理推進機構が構築を進めている共通語彙基盤の一つ。電子的に交換・公開される情報に用いられる用語の意味の取り違え等が起きないようにすることを目的に、用語の意味や使い方の規則、電子的な標記法などを集約するデータベースのこと。
スマートフォン <i>Smart phone</i>	音声通話以外に、インターネット接続、スケジュール管理、メモ機能など、小型パソコンのような機能をもつ多機能型携帯電話のこと。
ソーシャルメディア <i>Social media</i>	ユーザーがインターネット上に情報を発信し、形成していくメディアのこと。
タブレット端末 <i>Tablet</i>	タブレット(平板)型でキーボードは付いておらず、液晶の画面に指先をあてながら操作する「タッチパネル」が採用されているパソコンのこと。ノートパソコンより小さく軽いため、片手で持ちながら利用でき、インターネット検索や電子メール、動画、電子書籍、ゲーム、映画鑑賞など数多くの機能が盛り込まれている。
データセットカタログサイト <i>Data set catalog site</i>	提供側・利用側双方に様々なデータのイメージを分かりやすく示すことを目的としたインターネット上の情報拠点のこと。
二次利用 <i>Secondary use</i>	情報提供者の提供したデータを基に、情報利用者が何らかの編集・加工・改変等を行い、新たなデータを作成することや、情報提供者の提供したデータの単なる複製や再配布を行うこと。
ブロードバンド <i>Broadband</i>	直訳としては「広帯域」という意味だが、一般には高速なネットワーク接続のサービスのこと。「高速回線」という表現をすることもあり、FTTH、DSL、ケーブルインターネット、無線の4種類に大きく分類されている。
ワークショップ <i>Workshop</i>	学びや創造、問題解決やトレーニングの手法の一つ。参加者が自発的に作業や発言をおこなえる環境が整った場において、ファシリテータと呼ばれる司会進行役を中心に、参加者全員が体験するものこと。